

雇用環境・均等室が取り扱う助成金一覧

詳細な支給対象等、お問い合わせは 広島労働局 雇用環境・均等室 ☎ 082-221-9247

両立支援等助成金	
① 出生時両立支援コース	男性が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、 ①男性労働者に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に助成。 【支給額】取組・育休1人目 (中小企業) 57万円、(中小企業以外) 28.5万円。 ②育児目的休暇制度を導入し、男性労働者に利用させた場合に助成 【支給額】(中小企業) 28.5万円、(中小企業以外) 14.25万円
② 介護離職防止支援コース	「介護離職を予防するための両立支援モデル」に基づき、職場環境整備と取組むとともに、介護に直面する労働者の「介護支援プラン」を策定及び導入した事業主に助成。 【支給額】介護休業の利用 (中小企業) 57万円、(中小企業以外) 38万円。 介護制度の利用 (中小企業) 28.5万円、(中小企業以外) 19万円。
③ 育児休業等支援コース	
Ⅰ 育休取得時・職場復帰時	「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に助成。 【支給額】育休取得時 28.5万円、職場復帰時 28.5万円。育休取得者の職場支援の取組をした場合 19万円の加算
Ⅱ 代替要員確保時	育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に助成。 【支給額】支給対象労働者1人当たり 47.5万円。 支給対象労働者が有期契約労働者の場合 9.5万円加算。
Ⅲ 職場復帰後支援	子の看護休暇制度又は保育サービス費用補助制度について、導入又は制度内容を改正し、労働者に利用させた中小企業事業主に助成。 【支給額】子の看護休暇制度：制度導入時 28.5万円、制度利用時 休暇1時間あたり 1,000円 保育サービス費用補助制度：制度導入時 28.5万円、制度利用時 事業主負担分の3分の2
④ 再雇用者評価処遇コース	妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に助成。(継続雇用6ヶ月目と1年目に支給) 【支給額】再雇用1人目 (中小企業) 19万円、(中小企業以外) 14.25万円。 再雇用2～5人目 (中小企業) 14.25万円 (中小企業以外) 9.5万円。
⑤ 事業所内保育施設コース	新規計画の認定申請受付を停止しています。新たに設置等を行う場合は、企業主導型保育事業(内閣府)をご検討ください。
⑥ 女性活躍加速化コース	女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に助成。 【支給額】加速化Aコース：取組目標達成時 (中小企業) 28.5万円 加速化Nコース：数値目標達成時 (中小企業) 28.5万円 女性管理職比率が基準値以上に上昇 (中小企業) 47.5万円、(中小企業以外) 28.5万円
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入など)を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。 【支給額】業務改善経費の7/10(小規模事業者は3/4) 上限100万円
時間外労働等改善助成金	中小企業における長時間労働の見直し、勤務間インターバルの導入、職場意識改善などを促進するため、事業実施計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の事業主に助成。
受動喫煙防止対策助成金	職場での受動喫煙を防止するため、喫煙室設置費用等の一部を助成。 【支給額】受動喫煙防止対策費の1/2、(ただし、飲食店は2/3)、上限100万円
キャリアアップ助成金	非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成。

※生産性要件を満たした場合には、支給額又は補助率が上がります。